

第5編 南海トラフ地震 対策計画

第5編 南海トラフ地震対策計画 目次

第5編 南海トラフ地震対策計画	南海	-1
第1章 対策の考え方	南海	-1
第1節 東海地震事前対策の目的	南海	-2
第2節 基本的な考え方	南海	-3
第3節 前提条件	南海	-3
第2章 防災機関の業務大綱	南海	-4
第3章 災害予防対策	南海	-4
第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時 から警戒宣言が発せられるまでの対応	南海	-5
第1節 観測情報発表時の対応	南海	-5
第2節 注意情報発表時の対応	南海	-5
第5章 警戒宣言時の応急活動体制	南海	-9
第1節 活動体制	南海	-9
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	南海	-10
第3節 消防対策	南海	-13
第4節 危険物対策	南海	-14
第5節 警備、交通対策	南海	-15
第6節 公共輸送対策（バス、タクシー等）	南海	-17
第7節 学校、病院、福祉施設対策	南海	-17
第8節 劇場、市民会館等不特定多数の者が集まる施設の対策	南海	-19
第9節 電話対策	南海	-20
第10節 電気、ガス、上下水道対策	南海	-20
第11節 生活物資対策	南海	-23
第12節 避難対策	南海	-23
第13節 救援・救護対策	南海	-24
第6章 市民・事業所等のとるべき措置	南海	-25
第1節 市民のとるべき措置	南海	-25
第2節 自主防災組織のとるべき措置	南海	-27
第3節 事業所のとるべき措置	南海	-27

第1章 対策の考え方

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われないうこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

武蔵村山市は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）での推進地域及び特別強化地域には指定されていないため、本計画では、東京都地域防災計画震災編（令和5（2023）年修正）に準拠し、「東海地震に関連する調査情報」及び「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えたうえで、本章の規定を基本として対応することとする。

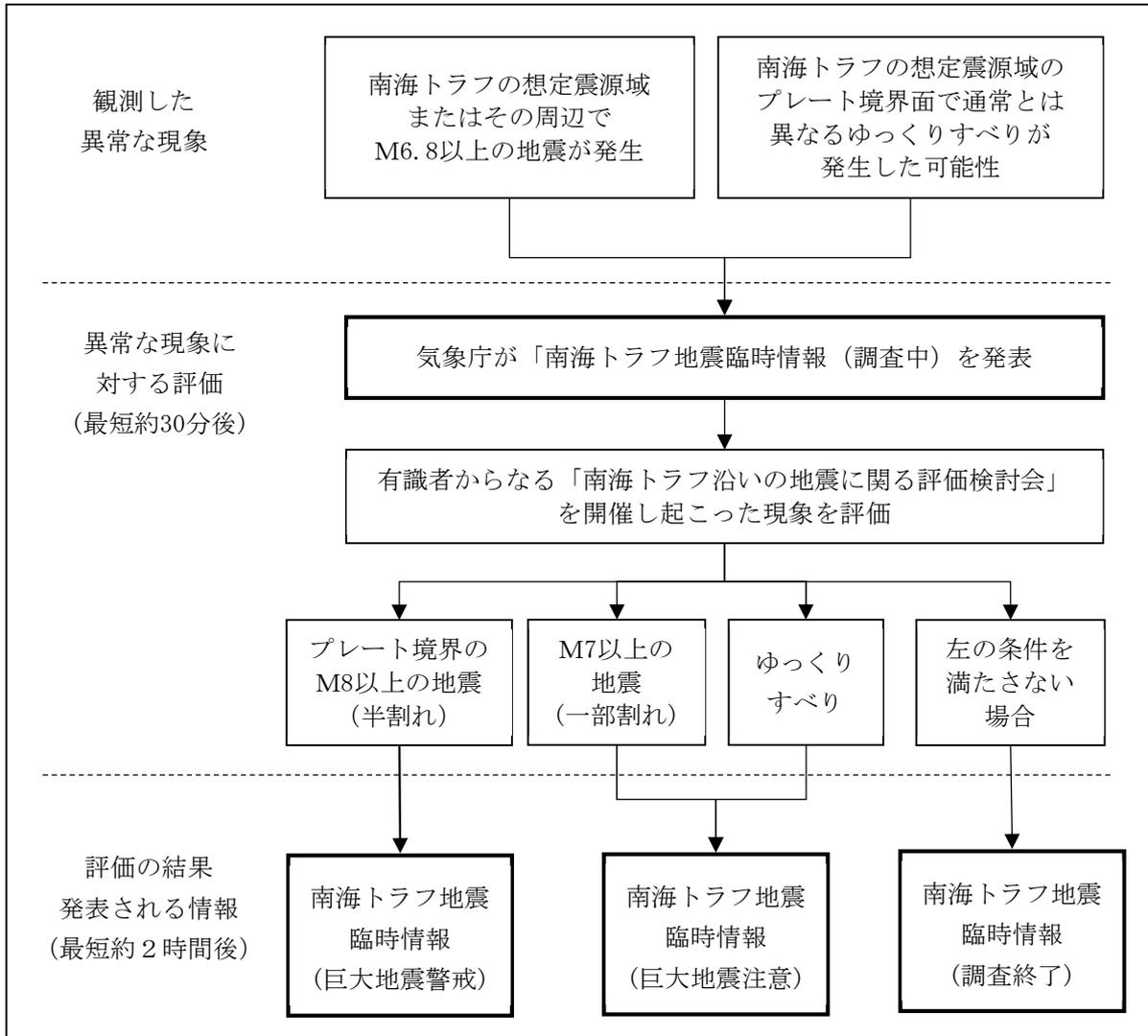
南海トラフ地震関連情報の種類と対応

情報名	発表基準	防災対応	
南海トラフ地震臨時情報	(調査中)		
	(巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード7.0以上モーメントマグニチュード8.0未満の地震や 通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等
	(巨大地震警戒)	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等 大規模地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 大規模地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
	(調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。） 		

南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え

東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報
東海地震に関連する調査情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）
東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定、内閣府（防災担当））

第1節 東海地震事前対策の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。同法は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震応急対策の実施等を主な内容としている。同法に基づき、昭和54年8月7日に「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。東海地震が発生した場合、本市は震度5程度と予想されることから、強化地域に指定されておらず、同法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されることから、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、武蔵村山市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、本計画の第5編として「東海地震事前対策」を策定するものである。

第2節 基本的な考え方

本対策は、次の考え方を基本にした。

- 警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としつつ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に下記の対策を講じる。
 - 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置対策を講じる。
 - 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命身体及び財産の安全を確保することを目的とし対策を講ずる。
- 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。
- 東京都震災対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識に浸透するための支援策等を講ずる。
- この対策に記載のない東海地震の事前対策については、第2部「災害予防計画」及び第3部「災害応急・復旧対策計画」に基づき実施する。
- 本計画は、次の事項に留意し策定した。
 - 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
 - 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、人命の安全確保を第一に優先し、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - 都、各防災機関、隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本対策策定に当たっては、次の前提条件とした。

- 東海地震が発生した場合、武蔵村山市の予想震度は震度5弱（ただし、河川沿いは震度5強）である。
- 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。このため、本対策においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第2章 防災機関の業務大綱

第1編総則第3章「市、東京都及び防災機関等の役割」（総則-8）を準用する。

第3章 災害予防対策

第2編「災害予防計画」（予防-1）を準用する。

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言 が发せられるまでの対応

東海地震観測情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 観測情報発表時の対応

1 情報名、情報内容及び市・都・防災機関の配備体制

東海地震に関連する調査情報の発表は、定例の情報と臨時の情報があり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名及び内容		市の配備態勢
情報名	内容	
東海地震に関連する調査情報	定例	防災対策は特に必要ないが、防災安全課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。
	臨時	

2 情報活動

市及び防災関係機関は、平常時の活動を維持しながら情報の監視を行う。

国、都、市では情報収集の体制をとるが、市民はテレビやラジオの情報を注意しつつ、平常どおりの生活をおくる。

第2節 注意情報発表時の対応

1 情報名、情報内容及び市・都・防災機関の配備体制

東海地震注意情報が発表された場合、市・都・防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

従来の判定会招集連絡報は廃止されたが、判定会の開催は注意情報の中で報じられる。また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報収集・連絡ができる態勢

2 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

市は、都から情報を受け各部、関係機関等に情報を伝達する。

3 伝達体制

各機関の伝達体制は次のとおりである。

第5編 南海トラフ地震対策計画

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言

が発せられるまでの対応 第2節 注意情報発表時の対応

機関名	活動内容
市	1 総務部危機管理担当部長は、都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに、市長、副市長、教育長及び各部長並びに消防団長に伝達する。 2 各部長は、部内各課長及び出先事業所等の長へ伝達する。 3 各課長は、所属職員に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。 4 勤務時間外における伝達体制は、都防災行政無線により行われ、この場合、警備員室から防災安全課長を通じて、総務部危機管理担当部長並びに市長、副市長、教育長及び各部長等にも伝達する。
東大和警察署	東大和警察署は、警視庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちに署内及び管内交番等出先機関に伝達する。
北多摩西部消防署	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び消防出張所に伝達する。
立川給水管理事務所	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、所内各対策部署に連絡する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等に伝達する。

- (注) 1 幼稚園、小中学校に対しては、報道機関の報道開始と同時に伝達するものとする。
 2 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

4 伝達事項

- (1) 市及び各関係機関は、注意情報を伝達するほか、市職員動員体制及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
 (2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、市職員動員体制及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

5 活動体制

注意情報が発せられた場合、市及び関係防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

(1) 市、消防団、東大和警察署、北多摩西部消防署

機関名	内 容
市	1 市災害対策本部の設置準備 市は、注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けた場合は、職員が参集するまでの間、宿直室において対応するものとする。 2 職員の参集 職員の参集は、第2配備態勢に準じたものとする。なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。 3 注意情報発表時の所掌事務 市災害対策部が設置されるまで、総務部防災安全課が次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整

第5編 南海トラフ地震対策計画

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言

が発せられるまでの対応 第2節 注意情報発表時の対応

機関名	内 容
市	<p>1 対応措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表(2) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進(3) その他必要事項 <p>2 対応機関</p> <p>防災安全課が、各部課、各防災機関の協力を得て対処する。</p>
東大和警察署	<p>1 情報の収集と広報活動</p> <p>注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。</p> <p>2 混乱の未然防止活動</p> <p>混乱が発生するおそれがある施設・場所に、できる限り必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。</p>

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、当該情報の解除を伝える場合にも、警戒宣言解除に関する情報が発表される。

予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、都、区市町村及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 市災対本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災対本部を設置する。

また、市は、市災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(2) 市災対本部の設置場所

市災対本部は、原則として301会議室に置き、情報受発信については301会議室、防災安全課執務室及び秘書広報課執務室において行う。

(3) 市災対本部の組織

市災対本部の組織は、災害対策基本法、武蔵村山市災害対策本部条例及び武蔵村山市災害対策本部条例施行規則の定めるところによる。

(4) 市災対本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 各防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 市民への情報提供

(5) 配備態勢

警戒宣言時における配備態勢は、第3編第1部第1章に定める第2配備態勢とする。

2 その他の防災機関等の活動体制

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。

(2) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

(3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力する。

3 都関係機関の分掌事務

機関名	分掌事務
東大和警察署	1 避難誘導に関すること。 2 警備情報に関すること。 3 交通の規制に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、公安に関すること。
北多摩西部 消防署	1 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
多摩立川 保健所	1 医療及び防疫に関すること。 2 保健衛生に関すること。

4 相互協力

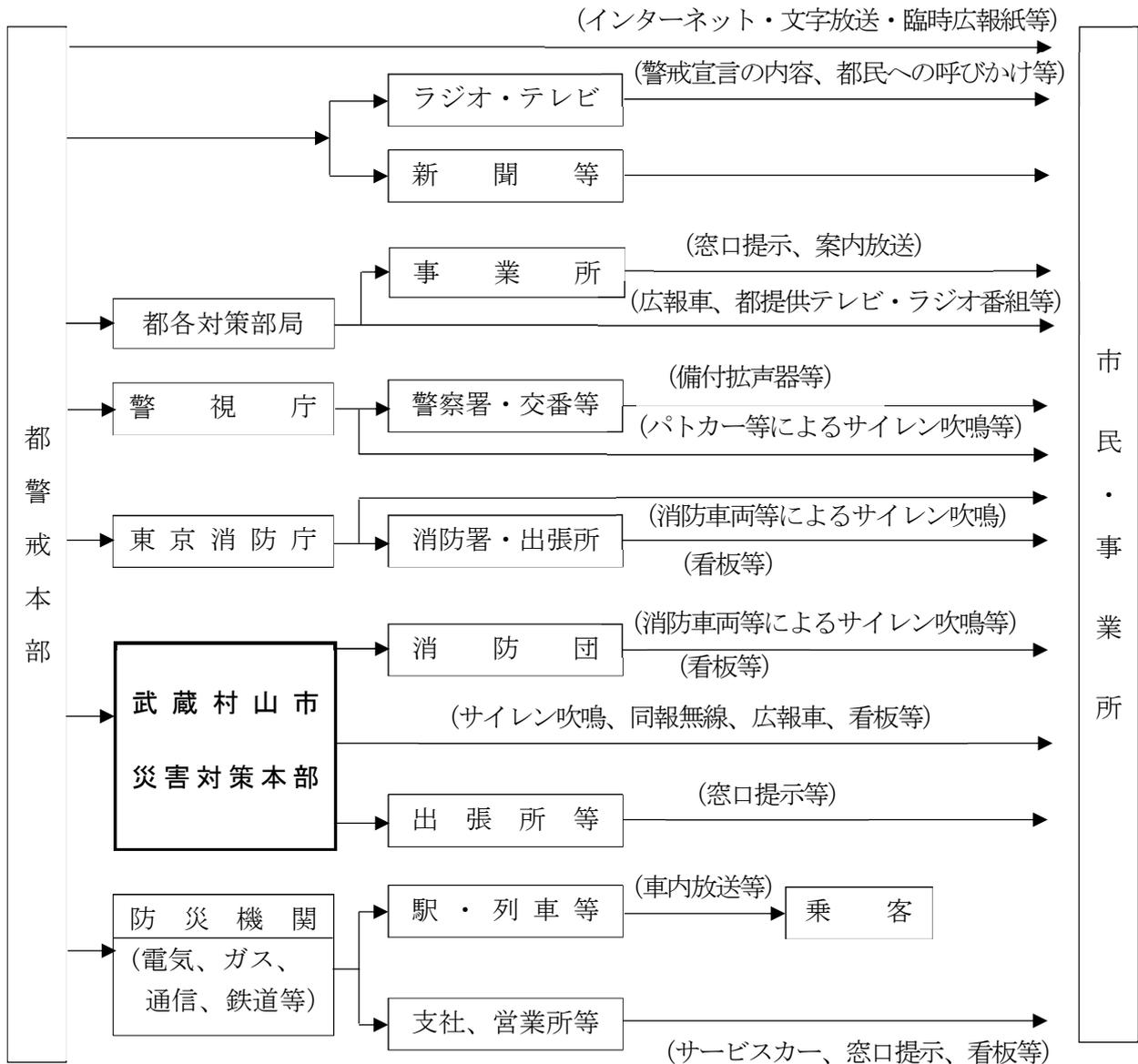
- (1) 警戒宣言時において、単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われな場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。
- (2) 防災機関等の長及び代表者は、都に対して応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
 - ア 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
 - イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
 - ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする日時
 - オ 応援を必要とする場所
 - カ 応援を必要とする活動内容
 - キ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

武蔵村山市及び防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言の伝達等**(1) 警戒宣言の伝達等**

市民等に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段並びに関係機関に対する警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路は、次の図のとおり。



(2) 伝達体制

ア 市の機関

部名等	内 容
災害対策部	<p>1 警戒宣言、地震予知情報等について、都総務局（総合防災部）から通報を受けたときは、直ちに防災行政無線、有線電話、その他の手段により、市長、副市長、教育長、各部等に伝達するとともに、庁内放送等により全職員に伝達する。</p> <p>2 一般市民及び消防団員については、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び同報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <p>3 勤務時間外における伝達体制は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から防災安全課長を通じ総務部危機管理担当部長から市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。</p>

各部は、警戒宣言、地震予知情報等について、総務部危機管理担当部長から通報を受けたとき下記の伝達等を行う。

企画財政部	市民等及び事業所に伝達する。
市民部	<p>1 緑が丘出張所に伝達する。</p> <p>2 窓口において、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。</p>

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は、次のとおり。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した都の広域的な広報のほか、市及び各防災機関等が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市対策本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、各防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行い、情報を速やかに市民等へ伝達する。

なお、特に重要な広報は、あらかじめ広報案文を定めておく。

(1) 広報項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け
- ウ 防災措置の呼び掛け
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

(2) 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

第3節 消防対策

1 北多摩西部消防署における活動体制

北多摩西部消防署は、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下において、次の対策をとる。

(1) 震災態勢

- ア 情報収集体制の強化
- イ 震災対策資器材の準備

(2) 震災非常配備態勢

- ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- イ 活動部隊の編成
- ウ 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣
- エ 救急医療情報の収集体制の強化
- オ 航空隊運航体制の確保
- カ 救助・救急資器材の強化
- キ 情報受信体制の強化
- ク 高所見張員の派遣
- ケ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- コ その他消防活動上必要な情報の収集

2 市民及び事業所に対する呼び掛け

対象	事項	内容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	防火体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設備及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	1 テレビ・ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等、不特定の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続・停止及び退社等	1 不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の指示 3 その他消防計画に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備の点検 4 初期消火体制の確立
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第4節 危険物対策

1 石油类等危険物の取扱施設

機関名	内容
北多摩西部消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 操業の制限、停止 2 流出拡散防止資器材等の点検、配置 3 緊急遮断装置等の点検、確認 4 火気使用の制限又は中止 5 消防用設備等の点検確認

2 化学薬品等取扱施設

機関名	内容
北多摩西部消防署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等取扱いの制限又は中止 4 火気使用の制限又は中止 5 消防用設備等の点検確認

3 毒物・劇物取扱施設

機関名	内容
国立感染症研究所村山庁舎	防火・防災管理者等は、招集連絡がなくても村山庁舎に参集する。 地震防災応急対策として講ずる措置は、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に定めるもののほか、国立感染症研究所消防計画の定めるところによる。
多摩立川保健所 都保健医療局 健康安全研究センター	毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項の実施について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充填作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 立入調査による危険防止規程の作成の指導

4 放射性物質取扱い施設

機関名	内容
多摩立川保健所	1 R I の管理測定班の編成 2 R I 使用医療機関に対する指導

5 危険物輸送

機関名	内容
北多摩西部消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 1 出荷及び受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

第5節 警備、交通対策

1 警備対策

機関名	内容
東大和警察署	1 部隊の編成及び配備 速やかに部隊を編成するとともに、必要に応じて部隊を配備 2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	1 都内の車両の走行は、可能な限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、可能な限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、可能な限り抑制する。 4 緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。
------	--

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

ア 走行中の運転者がとるべき措置

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- (イ) カーラジオ等で地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- (ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- (エ) バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。
- (カ) 現場警察官等の指示に従う。

イ 交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、次の規制を行う。

(ア) 都県境

神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状7号線の内側の道路

都心方向へ流入する車両の通行を極力抑制する。

(ウ) 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を抑制する都県境においては、前記(ア)の交通規制に準ずる。

3 道路管理者等のとるべき措置

機関名	内容
市	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、関係防災機関と連絡を保ち、避難道路、緊急道路等を重点に点検を行い、地震発生時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。
北多摩北部建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路、橋りょうの損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
都都市整備局	1 宅地造成地、法面部など被害のおそれがある箇所の点検、パトロールを強化する。 2 工事中の箇所については、原則として工事を中断し、仮設物、資材置場、残土置場等の保全措置を講ずる。

第6節 公共輸送対策（バス、タクシー等）

1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ、警察官等から、警戒宣言が発せられることを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機関名	内 容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東京ハイヤー タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>
東京都個人 タクシー協会	

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、東大和警察署、北多摩西部消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第7節 学校、病院、福祉施設対策

1 学校等（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等）

(1) 在校時

ア 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣

言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休業とする。また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。

イ 児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなる。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、SNS等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(2) 校外指導時

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

2 病院、診療所

(1) 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。機関別対応は、次のとおりである。

機関名	外来診療	入院患者	手術等
国立病院機構 村山医療センター	状況に応じて可能な限り診療を行い、状況により帰宅させる。	帰宅を希望する者については、主治医の判断により退院させる。	1 手術中の場合は、医師の判断により、安全措置を講ずるものとする。 2 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き延期する。
武蔵村山市医師会 病院、診療所	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更の可能な手術・検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ア 建物、設備の点検・防災措置
- イ 薬品、危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担業務の確認
- カ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

3 児童福祉施設・社会福祉施設等

(1) 保育園、通園施設

ア 園児の扱い

(ア) 園児を引き渡す際は、名簿を確認の上、保護者に引き渡す。

なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

(イ) 引き取りのない者は、園において保護する。

イ 防災措置

(ア) 施設設備の点検、ライフラインの確認

(イ) 落下物の防止

(ウ) 飲料水の確保、食料、ミルク等の確認

(エ) 医療品等の確認

ウ その他

(ア) 園児の引き取りについては事前に十分な打合せをする。

(イ) 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。

(2) 福祉会館

福祉会館は、次の措置をとり、利用者を施設内で一時的に保護する。

ア 施設設備の点検、ライフラインの確認

イ 落下物の防止措置

ウ 飲料水、食料等の確保

エ 医療品等の確認

オ 緊急時の対応方法の周知

第8節 劇場、市民会館等不特定多数の者が集まる施設の対策

劇場、市民会館等不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、次の対応措置を講ずる。

機関名	対象	対応措置
北多摩西部 消防署	劇場	<p>消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 <p>駅等の混乱状態によっては、弾力的な運用を指導</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 施設利用者へ警戒宣言の情報の伝達と従業員による誘導
市	市民 会館 等の 市立 施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合、図書館その他利用形態を個人利用としている施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、また、市民会館その他利用形態を団体利用としている施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 3 エレベーターは、運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第9節 電話対策

1 警戒宣言時の輻輳^{ふくそう}防止措置（NTT東日本㈱）

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、関連する規程に基づき、次の通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

(1) 確保する業務

- ア 関係防災機関等の災害時優先電話からの通話
- イ 公衆電話からの通話
- ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備

(2) 可能な限りにおいて取り扱う業務

- ア 一般加入電話からのダイヤル通話
- イ 100番通話
- ウ 防災関係機関等から緊急な要請への対応

〔注〕 ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

2 広報措置の実施

(1) 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について、支店前掲示により、地域の利用者等に広報するとともに、更に、テレビ、ラジオ放送等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
- イ 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。）
- ウ 加入電話等の開通、移転先等の工事及び故障修理等の実施状況、電報の受付及び配達状況
- エ その他必要とする事項

(2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

3 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 警戒宣言の利用者等への周知
- (3) 対策要員の確保
- (4) 社外機関との協調
- (5) 利用者及び社員等の安全確保
- (6) 地震防災応急対策業務の実施

第10節 電気、ガス、上下水道対策

1 電気（東京電力パワーグリッド㈱）**(1) 電気の供給**

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保**ア 要員の確保**

非常災害対策本（支）部構成員は、注意情報又は警戒宣言が発せられたことを知った時は、速やかに所属する事業所に出動する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において地震発生危険性の鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

2 ガス（武陽ガス株）

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための措置を迅速かつ的確に講じ得る全社体制を確立する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

イ 資機材の点検確保

復旧工事用資機材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

(ア) 一般需要家に対して

- a 緊急時におけるガス栓の閉止
- b 警戒宣言時のガス供給の継続
- c 強震時におけるガスの供給停止
- d ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
 - ① 不使用ガス栓の閉止の確認
 - ② 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止
 - ③ 供給停止後のガス使用の禁止
 - ④ 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作

(イ) 特定需要家に対して

- a ガス機器の使用の抑制依頼
- b 地震発生時の遮断バルブによる、ガス供給遮断の要請

イ 広報の方法

(ア) 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

(イ) テレビ、ラジオ等の報道機関に対し広報内容の報道を要請する。

(4) 施設等の保安措置

ア 放散措置の準備

放散要員は、速やかに指定の放散拠点へ出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる体制を講ずる。

イ その他の保安措置

(ア) 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

(イ) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

(ウ) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。

(エ) 払出作業等の中断又は制限を行う。

3 上水道（立川給水管理事務所）

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。

また、発災に備えて、市は市民自らが当座の飲料水を確保するなどの地震災害に備えるよう、次の内容について広報する。

ア 当座の飲料水のくみ置き要請

イ 地震発生後の避難に当たっての注意事項

ウ 地震発生後の広報等の実施方法

エ 地震発生後における市民への注意事項

(2) 水道施設への点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講ずるとともに、地震発生後の応急対策活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

ア 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。

イ 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。

ウ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

エ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置が採れないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管きょ施設についての巡視、点検の強化及び整備を行う。

イ 工事現場

工事を即時中断し、現場の保安体制を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流出しないよう厳重な注意を呼び掛けるとともに、点検、監視体制を強化する。

第11節 生活物資対策

1 食料等の配布体制

(1) 職員の配置

市及び都は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の体制をとる。

(2) 運搬計画

ア 市及び都は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。

イ 本部長は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。

(3) 即時調達体制の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、地元商工団体及び小売店等に、物資の供給体制を整えるよう依頼する。

第12節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対処地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難指示を行い、安全な場所へ避難させる。

1 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

ア 市長は、市内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。

イ 都は、市の選定した地区について、各種の資料提供及び助言協力を行う。

(2) 避難所の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を避難所に指定しておく。

なお、指定に当たっては、次の点に留意する。

ア 火災の危険度の低い場所に立地していること。

イ 耐震性、耐火性を有すること。

ウ 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。

エ 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。

オ 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。

カ 避難所の運営に必要な資機材（調理、給食、非常照明等）、台帳等はあらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする市民に対し、避難所等を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応

(1) 避難指示

本部長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記1(3)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

ア 本部長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都保健医療局及び東大和警察署、北多摩西部消防署、保健所等関係機関に連絡する。

イ 本部長は、避難所の運営に必要な調理、給食資機材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明器具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出しその他による食品の供給を行う。

ウ 本部長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難所生活の維持・運営

ア (3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

イ 本部長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等救護及び人的支援などがある場合は、都保健医療局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。

第13節 救援・救護対策

1 医療救護体制

機関別の対応は、次のとおり。

機関名	内容
市	1 武蔵村山市医師会への医療救護班の編成要請 2 武蔵村山市医師会へ救急患者の受入れ体制の確保について要請 3 その他武蔵村山市医師会との連絡調整
武蔵村山市医師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。
東京都武蔵村山市歯科医師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。
武蔵村山市薬剤師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。
東京都柔道整復師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。

2 輸送車両の確保

機関別の対応は、次のとおり。

機関名	内容
日本通運	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。
東京都トラック協会	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

第6章 市民・事業所等のとるべき措置

地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に市をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害の軽減や社会的混乱防止を図ることは、限界がある。

市民、自主防災組織、事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人一人が理解した上、市民、自主防災組織、事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法及び場所についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水及び食料の備蓄並びに医療品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応を話し合っておく。

ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。

イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定などを話し合っておく。

- (7) 市、消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 要配慮者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に市民組織や消防署、交番等に知らせておく。
- (9) ペットがいる家庭は、同行避難の備え、ペットのための防災手帳（ペット手帳等でも可）、最低でも5日分、できれば7日分を目安にペットの防災用品の準備をしておくとともに、日頃からしつけをしておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。
- (5) ペットがいる家庭は、状況に応じて、ペットの同行避難の準備を始める。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ア 防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオ等から情報入手する。
 - イ 都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知とぎった時は、隣近所で知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - イ ガスメーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を遮断する）。
 - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。避難するときは、ブレーカーを遮断する。
 - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水をためておく。
- (4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水のくみ置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく（非常持出品の準備）。
- (9) 火に強くなるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 路外に駐車中の車両は可能な限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。
- (18) ペットがいる家庭は、状況に応じてペットをゲージにいれる等、同行避難の準備をしておく。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地区内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 市及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地区住民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地区内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。行政、地区事業所との連携協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼び掛ける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市等からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 地区内住民に市民のとるべき措置（前節参照）を呼び掛ける。
- (3) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- (4) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (5) 高齢者や病人の安全に配慮する。
- (6) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- (7) 救急医薬品等を確認する。
- (8) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 その他

その他自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会組織等が本節に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1 平常時

- (1) 消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画等を作成する。
- (2) 従業員等に対する防災教育を実施する。
- (3) 自衛消防訓練を実施する。
- (4) 情報の収集・伝達体制を確立する。
- (5) 事業所の耐震性を確保し、施設内の安全対策を実施する。
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品を備蓄する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき、警戒宣言時にとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。
また、不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者等の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講じる。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に、市・都・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は可能な限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- (11) 建築工事・^{ずい}隧道工事・金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従事者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

